令和6年12月12日作成

法 令 名:風俗営業等適正化法

根 拠 条 項:第8条

処 分 の 概 要:風俗営業の許可の取消し

原権者(委任先):沖縄県公安委員会

### 法 令 の 定 め:

風俗営業等適正化法第3条(許可)、第4条(許可の基準)、第7条(承認)、第7条の2(承認)、第7条の3(承認)

### 処 分 基 準:

風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可(承認)を取り消すこととする。

・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やか にその者の解任手続を進めているようなとき。

問合せ先:警察本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)

備 考:

法	令	名:風俗営業等適正化法
根	拠条	項:第25条
処	分の概	要:風俗営業者に対する指示
原権	全者 (委任先	:):沖縄県公安委員会
法	令の定	め:
処	分 基	準:別紙1のとおり
問台	合せ先:警察	本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:	

法		— 令 _		名	: 風俗営業等適正化法
根	拠	Í	<del>——</del> 条	項	: 第26条第1項
処	分	の	概	要	: 風俗営業の許可の取消し、停止命令
原格	全者	(委	任先	<del>-</del> )	: 沖縄県公安委員会
法	令	の	定	め	:
処	分	į	基	準	: 別紙2のとおり
問台	かせ先	<u>:</u>	警察		邻生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備		夸:			

法		名:風俗営業等適正化法
14	1,	
根	拠条	項:第26条第2項
処	分の概	要:飲食店営業の停止命令
原権	霍者(委任 第	E):沖縄県公安委員会
法	令 の 定	Ø:
処	 分 基	準:別紙2のとおり
, _	73 A.	4 · 23/101 · 2 C 4 · 3 · 2
問合	かけ : 警察	緊本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:	

法	f	Ì	名:	風俗営業等適正化法
根	拠	条	項:	第29条
処	分の	) 概	要:	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原材	雀者(	委任先	亡):	沖縄県公安委員会
法	令 0	)定	め:	
処	分	基	準:	別紙1のとおり
問台	合せ先	:警察	<b>琴本</b> 部	3生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考	:		

法	令	名:風俗営業等適正化法
根数	L 条	項:第30条第1項
処 分	の概	要:店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者	(委任先	三):沖縄県公安委員会
	の 定 営業等道	め: 近正化法施行令第17条(政令で定める重大な不正行為)
処 分	基	準:別紙2のとおり
問合せ	先:警察	译本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:	

法	令	名:	風俗営業等適正化法
根 拠	条	項:	第30条第2項
処 分 (	の概	要:	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原権者(	(委任先	=) :	沖縄県公安委員会
法 令 ( 風俗営			法第28条第1項・第2項(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)
処 分	基	準:	別紙2のとおり
問合せ先	:警察	本部	生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備考	÷ :		

法	令	名:風俗営業等適正化法
根数	l 条	項:第30条第3項
処 分	の概	要:浴場業営業等の停止命令
原権者	(委任先	: 沖縄県公安委員会
法 令	の定	め:
処 分	<b>基</b>	準:別紙2のとおり
問合せ	先:警察	本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:	

法		令		名	:	風俗営業等適正化法
根	拠	ź	条	項	:	第31条の4第1項
処	分	の	概	要	:	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原材	<b>雀者</b>	(委	任先	<del>.</del> (	:	沖縄県公安委員会
法	令	の	定	め	:	
処	分	2	基	準	:	別紙1のとおり
問合	合せ先	<del>-</del> :	警察	[本	部	生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	老	<b>É</b> :				

法	令		名	: 風俗営業等適正化法
根数	L	条	項	: 第31条の5第1項
処 分	の	概	要	:無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者	· (委	全任先	;)	: 沖縄県公安委員会
法 令 風俗				: 化法施行令第18条(政令で定める重大な不正行為)
処 夕	<del>)</del>	基	準	: 別紙2のとおり
問合せ	·先:	警察	本	部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:			

法	ŕ	7		名	:	風俗営業等適正化法
根	拠	4	条	項	:	第31条の5第2項
処り	分 0	)	概	要	:	受付所営業の廃止命令
原権	者(	委	任先	;)	:	沖縄県公安委員会
法 <sup>2</sup> 風 区域	俗営					法第31条の3第2項、第28条第1項・第2項(受付所営業の禁止
処	分	- 2		準	:	別紙2のとおり
問合	ー せ先	:	警察	本	部	5生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考	:				

法	令	名:風俗営業	等適正化法
根	拠 条	項:第31条の	06第2項第1号
処 分	かの 概	要:無店舗型	性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者	省(委任)	先):沖縄県公	安委員会
	うの定 谷営業等		€の6第1項(処分移送通知書の送付)
処	分 基	準:別紙1の	<b>うとおり</b>
問合も	せ先:警	察本部生活安全	· 部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:		

法		令	夕		風俗営業等適正化法
14		13			
根	拠	条	項	[∶	第31条の6第2項第2号
処	分	のす	既要	į:	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原格	<b>雀者</b>	(委任	£先)	:	沖縄県公安委員会
			定 め		法第31条の6第1項(処分移送通知書の送付)
処	 分		. 淮		別紙2のとおり
問合	合せ先	二:豐	警察本	:剖	3生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	君	÷:			

令和6年12月12日作成

法 令 名:風俗営業等適正化法 根 拠 条 項:第31条の6第2項第3号 処 分 の 概 要:受付所営業の廃止命令 原権者(委任先):沖縄県公安委員会 法 令 の 定 め: 風俗営業等適正化法第31条の6第1項(処分移送通知書の送付)、第31条の3第2 項、第28条第1項・第2項(受付所営業の禁止区域等) 処 分 基 準:別紙2のとおり 問合せ先:警察本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)

備

考:

法		令		名	:	風俗営業等適正化法
根	拠		条	項	:	第31条の9第1項
処	分	の	概	要	:	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原格	霍者	(委	任先	=)	:	沖縄県公安委員会
法	令	の	定	め	:	
処	分		基	準	:	別紙1のとおり
問合	すせき	先:	警察	本	部	生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	ā	考:				

令 名:風俗営業等適正化法

法

根	拠		条	項	: 第31条の10	
処	分	の	概	要	:映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	÷
原材	雀者	(委	任先	=)	: 沖縄県公安委員会	
Į.		常業	<b>等</b> 達	i正	: 化法第31条の8第3項・第4項(映像送信型性風俗特殊営業を営む 止措置)	3
処	分		基	準	: 別紙1のとおり	
問台	合せタ	<u>.</u> :	警察	[本	部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)	_
備	君	夸:				_

法	令	名:風俗営業等適正化法	
根	拠 条	項:第31条の11第2項第1号	
処 分	かの概	要:映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	
原権者	省(委任5	· 七):沖縄県公安委員会	
	かの定	め: 適正化法第31条の11第1項(処分移送通知書の送付)	
処 :	<del>分</del> 基	準:別紙1のとおり	
問合も	せ先:警察	察本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)	
備	考:		

去 令 名:風俗営業等適正化法
根 拠 条 項:第31条の11第2項第2号
処 分 の 概 要:映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のた めの命令
原権者(委任先):沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め: 風俗営業等適正化法第31条の11第1項(処分移送通知書の送付)
辺 分 基 準:別紙1のとおり
問合せ先:警察本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備 考:

				_
法	4	)	名:風俗営業等適正化法	
根	拠	条	項:第31条の14	
処	分の	が概	要:店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	
原権	霍者 (	委任先	定):沖縄県公安委員会	
法	令 O	)定	め:	
処	分	基	準:別紙1のとおり	
問合	させ先	: 警察	聚本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110) 	
備	考	:		

令和6年12月12日作成

令 名:風俗営業等適正化法 法 根 拠 条 項:第31条の15第1項 処 分 の 概 要:店舗型電話異性紹介営業の停止命令 原権者(委任先):沖縄県公安委員会 法 令 の 定 め: 風俗営業等適正化法施行令第20条(政令で定める重大な不正行為) 処 分 基 準:別紙2のとおり 問合せ先:警察本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110) 備 考:

作成

<b>処 分 基 準</b> 令和6年12月12日
法 令 名:風俗営業等適正化法
根 拠 条 項:第31条の15第2項
処 分 の 概 要:店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原権者(委任先):沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め: 風俗営業等適正化法第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項( 舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)
処 分 基 準:別紙2のとおり
問合せ先:警察本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)

備

考:

法		令		名	:	風俗営業等適正化法
根	拠	É	条	項	:	第31条の19第1項
処	分	の	概	要	:	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原材	<b>雀者</b>	(委	任先	<del>.</del> (	:	沖縄県公安委員会
法	令	の	定	め	:	
処	分	2	基	準	:	別紙1のとおり
問合	合せ先	<u>.</u> :	警察	[本	部	生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	孝	章:				

法	令		名	:	風俗営業等適正化法
根	拠	条	項	:	第31条の20
処分	<b>う</b> の	概	要	:	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権和	者 (多	委任分	는)	:	沖縄県公安委員会
法。令風化					法施行令第21条(政令で定める重大な不正行為)
処	分	基	準		別紙2のとおり
問合も	せ先	: 警察	客本	部	生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考	:			

法		令		名	:	風俗営業等適正化法
根	拠		条	項	:	第31条の21第 2 項第 1 号
処	分	の	概	要	:	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権	霍者	(委	长任先	눈)	:	沖縄県公安委員会
			定等通			法第31条の21第1項(処分移送通知書の送付)
処	分		基	準	:	別紙1のとおり
問合	させま	七:	警务	本為	部	生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	ā	考:				

法		令		名	:	風俗営業等適正化法
根	拠		条	項	:	第31条の21第2項第2号
処	分	の	概	要	:	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権	霍者	(委	长任先	눈)	:	沖縄県公安委員会
			定等通			法第31条の21第1項(処分移送通知書の送付)
処	分		基	準	:	別紙2のとおり
問合	けせき	七:	警务	客本	部	生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	ā	考:				

令和6年12月12日作成

法 令 名:風俗営業等適正化法

根 拠 条 項:第31条の23において準用する第8条

処 分 の 概 要:特定遊興飲食店営業の許可の取消し

原権者(委任先):沖縄県公安委員会

### 法 令 の 定 め:

風俗営業等適正化法第31条の22(許可)、第31条の23において準用する第4条(第4項を除く。)(許可の基準)、第31条の23において準用する第7条(承認)、第31条の23において準用する第7条の3(承認)、第31条の23において準用する第7条の3(承認)

### 処 分 基 準:

風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第8条各号に掲げるいずれかの事 実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、 現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特 定遊興飲食店営業の許可(承認)を取り消すこととする。

・ 第31条の23において準用する第4条第1項第11号に該当することとなった場合 で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。

問合せ先:警察本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)

備 考:

法	f	,	名:	風俗営業等適正化法
根	拠	条	項:	第31条の24
処	分の	が概	要:	特定遊興飲食店営業者に対する指示
原柞	雀者 (	委任先	七):	沖縄県公安委員会
法	令 0	)定	め:	
処	分	基	準:	別紙1のとおり
問台	合せ先	:警务	客本部	3生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考	:		

法		令		名	:	風俗営業等適正化法
根	拠	4	条	項	:	第31条の25第1項
処	分	の	概	要	:	特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
原材	を 者	(委	任先	;)	:	沖縄県公安委員会
法	令	の	定	め	:	
処	分	2	基	準	:	別紙2のとおり
問台	合せ先	: i	警察	[本	部	3生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	君	출:				

法	令	名:風俗営業等適正化法
根	拠条	項:第31条の25第2項
処分	分の概	要:飲食店営業の停止命令
原権	者(委任先	E):沖縄県公安委員会
法令	か 定	め:
処	分 基	準:別紙2のとおり
問合	せ先:警察	基本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110):
備	考:	

法	令		名:風俗営業等適正化法
根	拠	条	項:第34条第1項
処	分の	概	要:飲食店営業者に対する指示
原権	者(委	:任先	:) : 沖縄県公安委員会
法	令 の	定	め:
処	分	基	準:別紙1のとおり
問合	`せ先:	警察	李本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:		

法	令	名:風俗営業等適正化法
根	拠 条	項:第34条第2項
処	分の概	要:飲食店営業の停止命令
原権	<b>雀者(委任先</b>	:) :沖縄県公安委員会
法	令の定	め:
処	分 基	準:別紙2のとおり
問台	させ先:警察	本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:	

法	令	名:風俗営業等適正化法
根	拠条	項:第35条
処	分の概	要:興行場営業の停止命令
原権	霍者 (委任先	E):沖縄県公安委員会
法	令の定	め:
処	分 基	準:別紙2のとおり
一 問合	・せ先:警察	K本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:	

法	令	名:風俗営業等適正化法
根拠	条	項:第35条の2
処 分	の概	要:特定性風俗物品販売等営業の停止命令
原権者	(委任先	:) :沖縄県公安委員会
法 令	の定	め:
処 分	・基	準:別紙2のとおり
問合せ	先:警察	本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:	

法	令	名:風俗営業等適正化法	
根	拠 条	項:第35条の4第1項	
処	分の概	要:接客業務受託営業を営む者に対する指示	
原権	<b>全者(委任</b> 先	· . 沖縄県公安委員会	
法	令の定	め:	
処	分 基	準:別紙1のとおり	
問合	合せ先:警察	察本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)	
備	考:		

法	令	名:風俗営業等適正化法
根	拠 条	項:第35条の4第2項
処	分の概	要:接客業務受託営業の停止命令
原権	<b>霍者(委任先</b>	:):沖縄県公安委員会
	令 の 定 品俗営業等適	め: i正化法施行令第28条(政令で定める重大な不正行為)
処	分 基	準:別紙2のとおり
問合	かせ先:警察	本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	考:	

法	令	名:	風俗営業等適正化法
根 拠	条	項:	第35条の4第4項第1号
処 分	の概	要:	接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者	(委任先	=) :	沖縄県公安委員会
法 令 風俗営			公法第35条の4第3項(処分移送通知書の送付)
处 分	基	準:	別紙1のとおり
問合せ先	亡:警察	本部	3生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備考	<del>-</del> :		

法		令		名	:	風俗営業等適正化法
根	拠	3	条	項	:	第35条の4第4項第2号
処	分	の	概	要	:	接客業務受託営業の停止命令
原権	者	(委	任先	=)	:	沖縄県公安委員会
法。風						法第35条の4第3項(処分移送通知書の送付)
処	分	*	基	準	÷	別紙2のとおり
問合	せ先	<b>:</b>	警察	本	部	生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備	老	÷:				